

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務 料金表

別表2

1. 住宅の審査料金（消費税込み、単位：円）

(1) 戸建住宅

戸建住宅	一般	確認併願	性能評価等併願
	30,000	20,000	10,000

(2) 共同住宅等(住戸)

$\text{料金算定} = \text{基本料金} + \text{戸当たり料金} \times \text{評価住戸数}$ <p style="text-align: center;">基本料金87,000円 戸当たり料金2,200円</p>
--

【料金の参考例】

戸数	一般	確認併願	性能評価等併願
5戸	98,000	88,000	49,000
10戸	109,000	98,000	54,000
20戸	131,000	117,000	65,000
30戸	153,000	137,000	76,000
50戸	197,000	177,000	98,000

(3) 共同住宅等(住棟)

$\text{料金算定} = \text{基本料金} + \text{戸当たり料金} \times \text{総住戸数} + \text{共用部料金}$ <p style="text-align: center;">基本料金87,000円 戸当たり料金2,200円 共用部料金87,000円</p>
--

【料金の参考例】

戸数	一般	確認併願	性能評価等併願
5戸	185,000	166,000	92,000
10戸	196,000	176,000	98,000
20戸	218,000	196,000	109,000
30戸	240,000	216,000	120,000
50戸	284,000	255,000	142,000

※ 当機関に建築確認申請又は適合証明申請の依頼と併願する場合（確認併願）は、次のとおりとする。

- ① 戸建住宅は、20,000円とする。
- ② 共同住宅等は、上記(2)又は(3)の料金算定に0.9を乗じた額（千円未満は切り捨て）とする。ただし、同一の申請内容に限る。

※ 当機関に設計性能評価の依頼と併願する場合（性能評価等併願）は、次のとおりとする。

- ① 戸建住宅は、10,000円とする。
- ② 共同住宅等は、上記(2)又は(3)の料金に0.5を乗じた額（千円未満は切り捨て）とする。
- ③ 同一の計算等で合理的に審査できる申請内容の場合は、一律10,000円（税込み）とすることができる。

※ 共同住宅等の評価において、「住戸」の評価と建築物全体の「住棟」の評価の両方を行う場合の料金は、建築物全体の「住棟」の評価料金とする。

※ 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は戸建住宅の額とする。

※ 「共用部を有しない住戸のみの共同住宅等」の料金は戸建住宅の料金に戸数を乗じた額とすることができる。

別表3

1. 審査料金の支払い方法は、次のとおりとする。

- (1) 窓口において、現金での支払い
- (2) 指定口座への振り込み
- (3) 再発行の料金は申請戸数1戸につき、1,000円（税込）とする。